

# 業務指示書

## バングラデシュ国GNSS連続観測点及び験潮所整備計画協力準備調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年12月6日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 小峰 雪代 Komine.Yukiyo@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年12月11日までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項———別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件———別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

##### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

##### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号) 第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

##### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

##### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めることがあります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。  
なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地理情報分野(特に電子基準点)にかかる各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／電子基準点配点計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：地理情報にかかる各種業務

2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

#### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 駿河所計画】

1) 類似業務の経験：駿河所にかかる各種調査

2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者：担当分野 調達計画/積算】

- 1) 類似業務の経験：無償資金協力事業の積算にかかる各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：バングラデシュ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。  
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年12月18日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）  
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）  
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの  
(5) その他（以下に記載の経費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(BDT1 = 1.39111 円 , US\$1 = 113.694 円 , EUR1 = 131.973 円)

## 第8 プrezentation

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

- ( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、  
( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。  
( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期 : ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所 : JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法 :

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。  
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- ( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

(注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／電子基準点配点計画  
験潮所計画  
調達計画/積算

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.25 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年12月28日(木)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点\*

⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること  
注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）  
イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高  
ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合  
エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- ( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表  
バングラデシュ国GNSS連続観測点及び験潮所整備計画協力準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	9.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／電子基準点配点計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	14.00	6.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	3.00	1.00
②副業務主任者	( - )	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	6.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	1.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力：験潮所計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：調達計画/積算	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00 ]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

バングラデシュ人民共和国では、年平均 6% の堅調な経済成長に伴い、2011 年-2020 年の 10 年間で 740-1,000 億米ドルの大規模なインフラ投資が必要となると予測されている。このうち、全体の約 5 割を占める運輸交通分野では、2014 年時点で状態の良い道路は全体の 62% にとどまる等、当国の大範な地域においてインフラ整備が不可欠であり、運輸交通分野を中心に膨大なインフラ投資が必要になると見込まれる。

これらのインフラ整備にあたっては、案件ごとにマスター・プランから工事まで段階を踏んで検討・建設が進められるが、対象地の地形などを確認・把握するため、検討段階に応じた精度の地図が必要となる。現在、当国では基本的な測地基準点網が整備されているものの、これらの設備だけでは、測量の際に基準点の選定や踏査が必要となることから、全国地図の更新や個別インフラ事業の検討のための高精度な測量作業を効率的に行うことが難しい状況である。

こうした現状に対し、バングラデシュ測量局 (Survey of Bangladesh。以下「SOB」という。) は高精度かつ効率的な測量・地図作成を可能とする全球測位衛星システム (Global Navigation Satellite System。以下「GNSS」という。) 連続観測点 (電子基準点。以下「電子基準点」という。) の試験的導入を 2011 年に決定し、現在 6 点で設置・運用されている。しかし、観測点が少なく、点間距離が 150km 以上あるため、実用に耐えうる精度での測量は実現していない。さらに、電子基準点を活用した測量では、標高計測にあたり測地学における地球の形状を示す精密な重力等ポテンシャル面 (ジオイド) データの整備が必要だが、現在、その基準となる平均海面の決定を国土東端のチッタゴン駿潮所 1か所に頼っているため、標高計測の精度が十分検証できていない。

当国政府は、ハシナ首相の意向で、SOB が整備してきた地図データ及び SOB 以外の組織が持つ地理空間情報を統合し、官民の様々な分野で地理空間情報を活用推進できる社会の実現を目指して、国土空間データ基盤 (National Spatial Data Infrastructure。以下「NSDI」という。) を整備する計画を進め、国土計画の効率化を目指している。そのためには、GNSS 連続観測点網の導入によって、高精度でリアルタイムに更新可能な基盤となる地図の整備が不可欠となっている。

GNSS 連続観測点及び駿潮所整備計画 (以下「本事業」という。) は、当国国内における国家測量・地図作成機関である SOB を対象に、現在設置・運用されている 6 点に加え、当国における電子基準点網の中核となる電子基準点 70 点を増設し、また、電子基準点を活用した測量での標高計測で必要となるポテンシャル面データの整備の基準となる平均海面の決定を行う駿潮所を既存の 1 か所に加えて新たに 2 か所を増設によって、膨大なインフラ需要への効率的対応を可能にすると共に、NSDI の基盤となる地図の整備を可能にするものである。第 7 次五カ年計画において、土地管理及び土地利用効率化の観点でデジタル地図活用の重要性が指摘されており、また、ハシナ首相主導の下、国内の ICT 基盤の強化を推進する「デジタル・バングラデシュ」構想内でもデジタル地図及び地理空間情報活用を掲げており、本事業は当該政策に貢献する事業と位置付けられている。

当国において既存の電子基準点及び駿潮所が増設されることにより、高精度かつ効率的な測量が実現し、効率的なインフラ整備に貢献することは、対バングラデシュ人

民共和国国別援助方針における重点分野「中所得国化に向けた、すべての人が利益を享受する経済成長の加速化」の中の「経済インフラ整備」に合致する。また、日本企業の進出先としても大きなポテンシャルを持ち、「インフラシステム輸出戦略」においても重要輸出先の一つと位置付けられている。

本事業は、当国の開発政策及び我が国の協力方針に合致し、測量の効率化・高精度化によるインフラ整備の推進・経済活動の促進やデータの利活用を通じた産業の高度化に資するものであり、SDGs ゴール 9 及び 11 に貢献すると考えられる。

本協力準備調査は、以上を踏まえ、要請案件の必要性及び妥当性を確認するとともに、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業の目標

本事業は、既存の GNSS 連続観測点を増設することにより、当国全土において高精度で効率的な測量・地図作成を可能にし、インフラ整備の効率化を実現すると共に、地理空間情報のデジタル化・高度活用のための基盤を整備し、もって全国民が受益可能な経済成長の加速化に寄与するもの。

### (2) 活動の概要

#### ア) 施設、機材等の内容

【機材】GNSS 連続観測点 70 点

【施設】駿潮所 2 か所

- イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント  
詳細設計、入札支援、調達監理、運用トレーニング。

### (3) 対象地域

バングラデシュ人民共和国全土

### (4) 関係官庁・機関

バングラデシュ測量局 (Survey of Bangladesh : SOB)

### (5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

#### 1) 我が国の援助活動

ア) バングラデシュ国国土測地基準点網整備計画調査 (1992-1995)

イ) ダッカ首都圏地域地図情報整備計画 (2002-2004)

ウ) デジタル地図作成能力向上プロジェクト (2009-2013)

エ) デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト  
(2013-2018 (実施中))

オ) 国家地理空間情報整備支援プロジェクト (2016 年度要望調査採択案件)

#### 2) 他ドナー等の援助活動

特になし

## 3. 調査の目的

施設機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、事業実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容、実施計画、運営維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### 4. 調査の範囲

本調査は、バングラデシュで実施する「GNSS 連続観測点及び験潮所整備計画」について、「3. 調査の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 5. 業務の実施方針及び留意事項

##### (1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、必要に応じプロポーザルに記載して提案すること。

##### (2) 電子基準点の数量見直しおよび配点計画の決定

- 1) 電子基準点増設に伴う運営維持管理費用の増加が確実に見込まれているため、実施機関であるバングラデシュ測量局 (Survey of Bangladesh (以下「SOB」)) の運営維持管理能力 (運営維持管理費用予算の確保等含む) に基づき、増設する電子基準点の適切な数量見直しについて協議し決定する。なお、現在の運営維持管理方法の改善や費用削減の方法についても併せて検討する。
- 2) 期待されるサービスレベルと運営維持管理可能な数量の両者を考慮した形で適切な配点計画となるよう協議し決定する。SOB より地殻変動観測等も含めたい旨要望があった際には、必要性を検討するものの、原則は測量の基準及びリアルタイムデータの民間配信までを設置目的とし検討を進めることとする。

##### (3) 験潮所増設の妥当性にかかる確認

現時点の SOB における増設目的は不明瞭な部分が残っている。験潮所の必要性として、既存のチッタゴン験潮所のバックアップ、同験潮所から離れた場所における最寄りの海面からの正確な高さの験潮の 2 点が考えられるが、SOB からは両者ともに根拠のある説明がなされていない。また、バングラデシュ国内での他機関の保有する験潮所との役割分担も不明である。そのため、本協力準備調査では、験潮所の建設にかかる必要性の議論を最初の現地調査にて行うこととするが、これまでの情報を探まえ、まずはコンポーネントに含めない方向で技術的な観点から協議を行う。仮に、協議結果を踏まえて、含めることが妥当と判断される場合には、数量 (2か所か 1か所か) の妥当性や具体的な建設に向けた準備のために必要となる契約変更を行う。

#### (4) 本協力準備調査における現地渡航にかかる留意点

バングラデシュにおいては治安の観点より、JICAとして渡航制限（滞在期間は最大3週間、人数制限あり）を設けている。同制限に基づき現地JICAバングラデシュ事務所側で事前に受入調整が必要であり、現在下記日程と想定人数で調整している。

渡航のタイミングや頻度、想定人数について下記内容から変更を希望する場合には、プロポーザルにてその旨を理由とともに記載すること。なお、乾季中に電子基準点設置場所の確認のための現地調査を完了しなければならない理由から、大幅な日程の後ろ倒しは想定していない。

##### 1) 第1回現地調査

調査日程案：2018年1月20日-2月9日

団員構成：JICA調査団3名（-1月26日）、コンサルタント団員最大6名  
調査内容は以下のとおり。

- ・要請内容の確認
- ・電子基準点設置目的及び利用状況の確認と右記を踏まえた配点計画、数量の決定及び合意
- ・験潮所の設置目的の確認と右記を踏まえたコンポーネントの決定及び合意
- ・電子基準点設置場所にかかる現地調査及び験潮所候補地における自然条件調査実施のための現地業者再委託
- ・無償資金協力制度の説明・協議
- ・概略設計の実施
- ・報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査

##### 2) 第2回現地調査

調査日程案：2018年2月17日-2月23日

団員構成：JICA調査団3名、コンサルタント団員1名（験潮所計画担当の団員は含まない）

第1回現地調査において合意に至らなかった内容について協議し、合意する。  
また、電子基準点設置場所にかかる現地調査の実施監理を現地にて行う。

なお、JICAの渡航制限上、前回の渡航終了から1週間空けることで再度渡航可能であるという条件に留意する。

##### 3) 第3回現地調査

調査日程案：2018年3月17日-3月23日

団員構成：コンサルタント団員1名

現地再委託による調査結果を回収する。

##### 4) 第4回現地調査（準備調査報告書（案）説明）（JICA調査団員含む）

調査日程案：2018年6月9日-6月15日

団員構成：JICA調査団3名、コンサルタント団員1名

報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

#### (5) 計画内容の確認プロセス

本協力準備調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の1つとしているため、計画内容の策定に当たっては、

調査の過程で隨時十分に JICA と協議を行い、日本側関係者が出席する各段階の会議において以下の点につき、確認・報告することとする。

1) 第1回現地調査派遣前

　調査方針、調査計画等を確認する。

2) 第1回現地調査帰国後

　現地調査の帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。また、帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、設計・積算の方向性を確認する。

3) 第2回現地調査帰国後

　第1回現地調査にて電子基準点及び験潮所のコンポーネントについて合意に至らず第2回現地調査を実施することとなった場合には、上記2)の内容を3)第2回現地調査帰国後に行うこととする。

4) 第4回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣前

　「準備調査報告書（案）」に基づき、事業内容を確認する。

5) 第4回現地調査（準備調査報告書（案）説明）派遣後

　バングラデシュ側と合意済みの準備調査報告書（案）に基づき、事業内容を報告する。

(6) 関連事業の確認、成果の活用

　バングラデシュでは、1990 年代から継続して、測地基準点の整備（平均海面の決定のために現在使用している既存の験潮所建設を含む）、印刷装置の導入、地図情報の整備など、地理空間情報整備にかかる協力を JICA は継続して実施している。（「ダッカ首都圏地域地図情報整備計画」、「デジタル地図作成能力向上プロジェクト」など。）

　本事業の計画策定にあたっては、特に、下記関連事業の計画内容や成果、課題・教訓などを確認・活用する。

1) 「国土測地基準点網整備計画調査」ではバングラデシュ全土における測地基準点網を整備、現在使用されているチッタゴンの験潮所を建設した。SOB における測地基準点網の整備方針や験潮所建設の背景を確認することができる。

2) 債務救済無償見返り資金 (DRGA Fund) では電子基準点 6 点を設置した。上記1) のプロジェクトで整備された測地基準点を電子基準点へ一部置きかえた際の SOB の今後の電子基準点整備にかかる考え方や、既存の電子基準点 6 点の詳細について確認することができる。

3) 「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト」（以下「現行技プロ」）では、既存の電子基準点にかかる調査が業務内容に含まれていることから、同調査結果を活用し新たに増設する電子基準点の機材計画を行う。

## 6. 業務の内容

### (1) インセプション・レポートの作成・説明・協議

1) 要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。また、上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート並びに質問票を作成し、JICA バングラデシュ事務所を通じ、先方政府関係者に事前に配布する。

2) JICA からの参加団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。また、事前に送付した質問票を回収し、内容を分析する。

### (2) 事業の背景・目的・内容の確認、整理

本事業要請の経緯と内容を確認し、本事業の必要性と妥当性を確認する。具体的な内容は以下のとおり。

#### 1) 電子基準点に係る情報整理

- ア) 電子基準点関係分野における上位計画の有無とその内容を確認し、本事業の位置づけ及び意義をレビューする。
- イ) 電子基準点の設置目的、同目的に沿った期待されるサービスレベル（観測頻度、データ送信頻度等）を確認する。
- ウ) 設置目的の背景の一つであるリアルタイムデータの民間配信のニーズを確認する為、民間企業を含む最新動向及び将来的な利活用状況を確認する。
- エ) 電子基準点配点計画を検討する際に必要な情報として維持管理や設置が困難な地域を確認する。なお、本事業で設置されない地域における対応、今後の電子基準点整備方針については先方により検討するよう申し入れる。

#### 2) 駿潮所に係る情報整理

- ア) 駿潮所にかかる政策、将来に向けた展望について確認する。
- イ) 駿潮所の設置目的を確認する。
- ウ) バングラデシュにおける駿潮所関係分野において関係省庁が管轄している駿潮所の状況、各省庁における駿潮所の設置目的の整理、省庁間の連携について確認する。加えて、新規 2か所の増設以外の対応（他省庁管轄の駿潮所の活用等）の可否を確認する。
- エ) 新たな駿潮所増設の妥当性（駿潮所をコンポーネントとして含めるか否か等）について確認する。仮に、駿潮所を設置することとなった際には、駿潮所にかかる設計や施工計画、機材計画の作成、設置地点の選定等に必要な自然条件調査といった業務の追加を契約変更にて対応することとする。

#### 3) データセンターに係る情報整理

- ア) 要請書において電子基準点増設に伴うデータセンターの対応（サーバーやソフトウェアの増設。データセンター施設増設といった施設面の対応は含まない。）は本協力の対象として明記されていない。しかし、先方からは日本側の対応としての整理が期待されていることから、日本側の対応として整理するか否かを決定するための情報として、既存のデータセンターのサービスレベル（通信速度等に加え空調やセキュリティの対応状況、過電流/停電対策、耐震対応他）、設置時からこれまでの更新状況、問題点と具体的な対応、増設に必要な対応事項と費用を確認する。その上でデータセンターの扱いに関して SOB と JICA で協議し決定する。

### (3) 過去の類似案件及び他ドナー・機関の援助動向の調査

本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容及び得られた課題・教訓等を確認し、本事業の計画策定に活用する。

#### (4) 事業の実施体制の確認

先方実施機関となる SOB の現状（組織体制、権限、人員体制、財務状況（最近 3～5 年間の予算状況等）、運営維持管理状況（技術水準含む）等）を調査し、本事業の実施機関として問題がないか確認するとともに、必要に応じて改善策を提言する。

#### (5) 運営維持管理計画の検討

- 1) 組織体制や職員数、予算（財務状況）、運営維持管理能力、資産管理方法、スペアーツの調達経路等を確認する。
- 2) SOB 以外の省庁含めた各機関の電子基準点網整備や駿河所運営への関わりと役割を確認する。
- 3) 既存の電子基準点や駿河所の設備状況等について調査する。
- 4) 現在の SOB における将来の運営維持管理計画方針を調査し、本事業による電子基準点及び駿河所増設を踏まえた運営維持管理計画を作成する。当該計画では最低限以下を含めることとする。  
○  
ア) 増設による増員対応  
イ) 増設による新規担当職員への指導等技術的対応  
ウ) 増設による予算対応（増員分含む人件費、増設分含む電気代や通信費等の設備費用、保守契約費用、データセンターにおけるソフトウェアにかかる費用（増設によるライセンスキーの増額等）

なお、本事業による整備機材が有効に活用されるよう、SOB の運営維持管理能力を踏まえた利活用まで見据えた計画作成とし、ソフトコンポーネントによる SOB の能力強化の必要性についても確認する。検討にあたっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理すること。特に、継続的・即応的な応急対策処置のための運営維持管理業務の担保に留意すること。

- 5) 4) の運営維持管理計画作成に際し、増設に伴い生じる運営維持管理上の問題を抽出するとともに、同費用についても確認（算出）する。なお、運営維持管理費用の一部である保守契約について、現在契約している保守会社であるトリニティ・インド社との契約における、本事業による電子基準点及び増設に伴う契約内容の変更と費用の増額についても併せて確認する。
- 6) 運営維持管理費用算出について、本事業で整備する電子基準点の数量に大きく影響することから、電子基準点の数量並びに配点計画へ適切に反映させる。
- 7) 政治的環境の変化、人材の離退職等、プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項があれば整理する。

#### (6) 既存の電子基準点及び駿河所の確認

既存の電子基準点 6 点は債務救済無償見返り資金（DRGA Fund）にて、駿河所は国土測地基準点網整備計画調査で設置されたが、設置の背景、設備内容、設置時の実施体制（現地業者対応可否等）、設備の現状、稼働状況、故障の規模、利用状況、SOB の維持管理体制等について確認する。

#### (7) サイト状況調査（電子基準点設置場所現地調査）

要請書にあるとおり、SOB は全国に約 70 ある地区（District）毎に電子基準点設置

候補機関（公共施設）を選定し、全国均一に約70km間隔で配点計画を作成している。本協力準備調査における協議結果を反映した同配点計画を基に、設計、積算について必要な精度を確保するため、電子基準点の設置場所確認のための現地調査を行う。なお、現地再委託を想定する。現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地及び遠隔にて適切な監督、指示を行う。主な確認事項は①上空視界の確保②周囲の電波障害施設の有無③長期間の敷地使用可否④電源整備状況⑤通信回線整備状況等を想定している。具体的な内容はプロポーザルで提案すること。

同調査における留意事項は下記のとおり。

- 1) 本格的に雨季となる4月中旬からは実施困難となることから、乾季中（2018年3月末まで）に設置予定全点における調査を完了する。
- 2) 対象地域は全国だが、本事業における電子基準点は公共施設の屋上設置を想定しており、据付は地上設置に比べ簡易に行えるものであることから、調査業務の効率化の観点より調査団は全ての現地調査には同行せず、必要な箇所に同行し、積算に必要な情報（機材費のほか、据付費、本体実施において電子基準点を設置する際の現地までのアクセスにかかる費用含む）を入手する。
- 3) 現行技プロにおいて、JICA長期専門家指導のもと、同現地調査時に必要となる電子基準点設置のための条件にかかるチェックリストを作成し、SOBが現地調査を開始している。本協力準備調査において現地調査を計画する際には、上記現地調査内容と結果を確認し、可能であれば調査結果を活用することで本協力準備調査における現地調査業務を軽減することも検討する。
- 4) 既存の電子基準点は軍の用地内に設置されているが、立ち入りに事前の許可が必要となる等運営維持管理時に手間がかかるため、本協力準備調査では軍用地以外の政府用地に設置することを提案することとする。

#### （8）機材計画の策定

機材計画における留意点は以下のとおり。

- ア) 既存の電子基準点の機能等の確認と、期待されるサービスレベルを先方との協議の上で機材の仕様・数量を確定し、機材計画を作成する。
- イ) バングラデシュの事情を考慮し機材構成に影響を与えると考えられる事項（雷、防湿、防塵対策等）についても併せて確認する。
- ウ) 既存の電子基準点やデータセンターとの互換性をとること。
- エ) 既存の電子基準点導入時の実施内容（現地業者による設置工事実施の有無等の実施体制含む）、運営維持管理実績等の確認を行い、機材構成及び既存の電子基準点運営維持管理時の問題点とその対応策についても確認する。
- オ) 本事業で整備する電子基準点（受信機）は、我が国の準天頂衛星システムも活用することを想定し、同システムからの信号を受信できるものとする。

#### （9）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベルなど）

- 1) 必要となる資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達機関、調達価格、品質等）を調査する。
- 2) サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算にきわめて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報を

- 集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。
- 3) 労務状況、労務関連法規を確認し、機材仕様や据付計画に反映させる。
  - 4) 調達に係る関連法規について調査する。
  - 5) 資機材の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）について調査する。
  - 6) 資機材の輸送経路、荷揚げ港における関税手続き、輸送梱包費等について調査する。
  - 7) 現地代理店、メンテナンス、アフターサービス体制（保守契約含む）等について調査する。
  - 8) 維持管理段階で必要となる部品の調達事情（現地代理店有無含む調達先、調達方法、調達期間、調達価格、輸送費等）を確認する。

#### (10) 事業内容の計画策定

事業内容の計画策定に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）（以下、設計・積算マニュアル）を参照して、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。設計精度については入札に対応できる精度を確保する。

##### 1) 要請内容の精査

要請資機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。特に、機材の仕様（規格）についてはJICAとも十分に協議を行い決定すること。

##### 2) 基本計画（機材仕様）

現地調達事情、実施後の維持管理等を勘案し、設計方針を整理したうえで、本事業の基本計画（機材仕様）を検討する。また、据付に必要な機材を本基本計画に含める場合には、据付計画もあわせて策定する。機器の初期操作指導についても、基本計画に含めることとする。

##### 3) 機材仕様書（案）

##### 4) 機材調達計画

機材調達計画の内容は以下のとおり。

- ・計画方針（内容、数量）
- ・調達、輸送
- ・調達上の留意事項
- ・調達管理計画
- ・工程計画

##### 5) 施工・据付計画

施工・据付計画の内容は以下のとおり。

- ・施工・据付方針
- ・施工・据付上の留意事項
- ・施工・据付区分（先方負担工事との区分）
- ・施工・据付監理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・初期操作指導内容
- ・工程計画

### (11) ソフトコンポーネントの検討（要否含む）

本事業で調達する資機材の運営維持管理を効果的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性について検討する。ソフトコンポーネントとしての技術支援の実施に必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント計画書を作成する。ソフトコンポーネントについてはソフトコンポーネントガイドライン（2010年10月版）を参照のこと。

### (12) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項の遵守について同国における過去の案件の実績を調査し、先方実施機関の能力が本事業の円滑な実施に不十分と判断される場合は、その対応策の検討、もしくは該当コンポーネントを無償資金協力の範囲外とすること等も検討する。

相手国側負担事項（用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、増設した電子基準点及びデータセンター等の運営維持管理予算確保、環境社会配慮に係る手続き等）のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にする。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新されていくものである。

本協力準備調査において特に検討が必要な先方負担事項とその留意点は下記のとおり。

- ・本協力準備調査で算出した予算や人員の確保、新規担当職員への技術指導
- ・電子基準点設置場所及び駿河所建設場所の用地確保：E/N 締結前に完了することを合意し、第4回現地調査（準備調査報告書（案）説明）時のミニッツに記載する。また、電子基準点は公共施設の屋上への設置（据付）を想定しており、原則的に非自発的住民移転が生じないと見込まれるが、設置のために先方が事前に対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認する。その結果を受け JICA は先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。
- ・B/A、A/P：同国では同手続きに時間を要し、事業の円滑に支障を來している。ついては協力準備調査の初期段階から財務省とも情報共有を行い、必要な予算手当がなされるように JICA とともに働きかけを行うこと。

### (13) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか等について詳しく調査する。具体的には、①法人の利益・所得に課される税金（法人税等）、②個人の所得に課される税金（個人所得税等）、③資機材の輸入に課される税金や諸費用、④付加価値税（VAT等）、⑤その他、当該事業実施において関係する主要税目を対象に、それぞれ当該国における名称、税率、計算方法、根拠法等をまとめた上で、各税目について、受注企業が免税（または事後還付）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その理由を詳しく調査する。

免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で JICA 事務所と協議し、JICA 事務所が有する情報の確認と情報アップデートについて JICA 事務所と合意する。調査終了時には必ず JICA 事務所へ報告する。

なお、調査結果については所定の様式（免税情報シート）にまとめ、調査報告書に添付すること。詳細は「免税情報調査項目レジュメ」を参照すること。

#### (14) 環境社会配慮調査

バングラデシュ国側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画のカテゴリーを確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

#### (15) 無償資金協力事業の説明

JICA側にて無償資金協力事業の説明を行うが、適宜補足・支援を行う。特に実施段階での Banking Arrangement (B/A) や Authorization to Pay (A/P) の手続き、また、実施段階における Project Monitoring Report (PMR) による定期報告については先方実施機関に対し、十分な説明を行い、理解の促進を図る。

#### (16) 概略事業費の積算

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。

積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

##### 1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編、機材編を参照すること。

##### 2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

#### (17) 事業実施に当たっての留意事項の整理

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。主な留意事項は以下のとおり。

1) 政治的環境の変化、人材の離退職等、プロジェクトの円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項があれば整理する。

2) 入札時の競争性確保の観点から、電子基準点及び験潮所のコンポーネントにかかる協議結果を踏まえた本事業本体実施時の受注企業形態（①建設業者単独②商社単独③商社と建設業者の JV またはコンソーシアム、ローカル業者による対応可否等）について、既存の電子基準点設置及び験潮所建設時の対応の確認も含め、必要な情報を収集し、検討する。

また、概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえた、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。概略設計段階

と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

#### (19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

#### (20) 事業の評価指標設定

事業の評価を開発援助委員会（Development Assistance Committee: DAC）の評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。（評価対象事業3年目に事後評価を実施するとともに、10年後（及び必要に応じ5年後）に計画の活用状況について調査予定である）

なお、効果の測定にあたりベースラインの調査が必要となる場合には、プロポーザルに、その所要概算額も含めて提案する。定量的指標は、JICAとの協議の上、決定した上で調査の要否を判断するため、現時点において、本調査の見積もりへの反映や、同調査を想定した要員配置は行わないこと。

#### (21) 準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容についてJICAと協議する。

#### (22) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記準備調査報告書（案）をバングラデシュ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概算事業費を含む）。特に、事業実施における運営維持管理体制の整備など、相手国側による事業の技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策、相手国負担事項、非公開とすべき内容について十分説明・協議する。

協議の結果、準備調査報告書（案）（機材仕様書（案）を含む）の内容について相手国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討のうえ、必要に応じ事業全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させる。

#### (23) 準備調査報告書等の作成

バングラデシュ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書等の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 2) 機材仕様書
- 3) 概要資料
- 4) 準備調査報告書
- 5) デジタル画像集（デジタル画像40枚程度を含む）

- 6) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版
- 7) 免税情報シート

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約にかかる最終成果品は(5)～(10)とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

成果品	部数
(1) 業務計画書	和文 3 部
(2) インセプション・レポート	和文 3 部、英文 13 部（内、先方政府分 10 部）
(3) 現地調査結果概要	和文 8 部
(4) 準備調査報告書（案） （※機材仕様書（案）含む）	和文 8 部 英文 15 部（内、先方政府分 10 部）
(5) 概略事業費（無償）積算内訳書	和文 2 部
(6) 機材仕様書	和文 3 部 英文 4 部
(7) 概要資料	和文 1 部及び CD-R1 枚
(8) 準備調査報告書	和文（製本版）8 部及び CD-R1 枚 英文（製本版）16 部及び CD-R3 枚 和文（先行公開版）2 部及び CD-R1 枚
(9) デジタル画像集	CD-R2 枚（デジタル画像 40 枚程度）
(10) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版	英文 3 部
(11) 免税情報シート	

- 注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注 2) (5) 概略事業費（無償）積算内訳書については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編、機材編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2015 年 4 月）」を参照する。
- 注 3) (8) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。
- 注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014 年 11 月）」を参照する。
- 注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
- 注 6) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 工程計画

「5. 業務の実施方針及び留意事項」(4)(5)を参照すること。  
第1回現地調査にて合意に至った場合には第1回現地調査後、合意に至らなかつた場合には第2回現地調査後に国内解析（積算審査に要する期間を含む）を行い、2018年8月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目 \ 時期	2018年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
(概略設計調査)										
事前準備	□									
現地調査(OD)	■	■	■							
国内解析										○
概略設計 ドラフト説明(DOD)						■				
国内整理						□				
概略設計 概要資料提出							△			
最終報告書提出							▲			
閣議								△		

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### （1）業務量の目途

約 9.1M/M

##### （2）業務従事者の構成（案）

業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 業務主任/電子基準点配点計画(2号)
- イ) 電子基準点機材計画(3号)
- ウ) データセンター/ソフトウェア(3号)
- エ) 運営維持管理計画(電子基準点)(3号)
- オ) 駿潮所計画(3号)
- カ) 調達計画/積算(4号)

### 3. 配布資料、公開仕様

#### 配布資料：

本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤・平和構築部 都市・地域開発グループより配布します。入手を希望する方は、代表アドレス (eigge@jica.go.jp) 宛に、案件名を明示してメールをお送りください。

- ・無償資金協力要請書
- ・バングラデシュ人民共和国「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト (NSDI 構築支援)」における電子基準点設置場所確認のための現地調査に関する資料

#### 公開資料：

- ・国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月)  
<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/>
- ・ODA 建設工事安全管理ガイドライン (2014 年 9 月)  
[http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda\\_safety/index.html](http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html)
- ・JICA 不正腐敗防止ガイドライン (2014 年 10 月)  
[http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009\\_01.html](http://www.jica.go.jp/information/info/2014/20141009_01.html)
- ・バングラデシュ国「国土測地基準点網整備計画調査」総合報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/610/610/610\\_101\\_11240645.html](http://open_jicareport.jica.go.jp/610/610/610_101_11240645.html)
- ・バングラデシュ国「ダッカ首都圏地域地図情報整備計画」関連資料
- ・バングラデシュ国「デジタル地図作成能力向上プロジェクト」プロジェクト事業完了報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12149068.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12149068.pdf)
- ・バングラデシュ人民共和国「デジタルバングラデシュ構築のための地図作成能力高度化プロジェクト (NSDI 構築支援)」関連資料

### 4. JICA からの参加団員の構成（案）

#### (1) 第 1 回現地調査

総括 (JICA)、電子基準点行政 (国土交通省)、協力企画 (JICA)

#### (2) 第 2 回現地調査

団員構成：総括 (JICA)、電子基準点行政 (国土交通省)、協力企画 (JICA)

#### (3) 第 3 回現地調査

コンサルタントのみ (JICA からの参加団員無し)

#### (4) 第 4 回現地調査（報告書案説明）

総括 (JICA)、電子基準点行政 (国土交通省)、協力企画 (JICA)

### 5. 機材

本調査では、コンサルタントが調達する機材は特に想定していない。

## 6. 現地再委託

本プロジェクトでは、6.(7) サイト状況調査に記載のとおり、現地再委託を想定している電子基準点設置場所の確認のための現地調査について、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に現地再委託を認める。

コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等につき、可能な範囲でより具体的な提案を行うこと。

## 7. 見積もりの分離

本プロジェクトでは航空賃以外に見積もりの分離は特に想定していない。

## 8. その他留意事項

### (1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザルの作成要領」の様式-2 及び様式-3 を準用した表を添付する。

### (2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

### (3) 安全管理

1) 現地調査／業務の実施に際しては、JICA の安全対策措置を遵守すること。同措置に基づき、バングラデシュ渡航前・渡航後には必ず以下を行うと共に、関係者の渡航計画及びこれらの実施状況を JICA 所定の書式により渡航前（遅くとも出発の 14 営業日前）に予め連絡し、JICA の承認を得ること。

（渡航前）

ア) JICA が行う安全対策研修・訓練の受講：本事業の業務従事者のうち、必ず 1-2 名は「安全対策研修」（対面座学）及び「テロ対策実技訓練」を受講すること。また、それ以外の業務従事者は必ず全員「安全対策研修」（Web）を受講すること。

イ) JICA 安全管理部による渡航前安全対策ブリーフィング：全業務従事者（日本語を理解できる再委託先の従事者がいる場合、当該従事者を含む）が各渡航の

度に必ずブリーフィングを受けること。

- ウ) 外務省「たびレジ」への登録：全業務従事者が各自登録を行うこと。
  - エ) JICA 事務所の安全情報メーリングリスト及び緊急時用 SMS への登録のための連絡先等情報提供：原則として全業務従事者を登録するため、登録用のメールアドレス及び現地で使用する携帯電話番号を所定の様式により JICA に提供すること。
  - オ) ダッカ出入国便も含めたバングラデシュ滞在スケジュールにつき連絡すること。  
(渡航後)
  - カ) バングラデシュ到着後、速やかに JICA 事務所によるブリーフィングを受けること。
- 2) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを業務従事者ごとに確保（可能な限り複数）し、モバイルデータ通信や無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン等）に加え、可能な限りチームごとに無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。また、必要経費を見積書に計上すること。通信手段を複数持つ際は、可能な限り別のキャリアの利用を検討すること。
- 3) バングラデシュ国内での安全対策については JICA バングラデシュ事務所の指示に従い、執務室以外への訪問については予め日程表を JICA バングラデシュ事務所に提出して同事務所の承認を得るとともに、現地調査／業務期間中に滞在スケジュールに変更があった際は速やかに JICA バングラデシュ事務所へ報告すること。加えて、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、ハルタル等の暴動発生により交通移動や現地入りが制限される場合も想定して、フレキシブルに対応するよう留意するものとし、宿泊場所や執務場所についても、バングラデシュ事務所と協議の上、決定し確保すること。
- 4) 宿泊場所は、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテルに限定する。このうち、宿泊料が JICA の基準単価内に収まるホテルが満室であったり、安全管理上の理由から JICA バングラデシュ事務所より特定ホテルへの宿泊を指示される等、やむを得ない事情で実際の宿泊料が JICA 基準単価による宿泊料を超過した場合は、実費精算する。なお、見積書においては、JICA 基準単価を使用し、格付けに基づいて積算を行うこと。
- 5) 執務室についても、JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては実施機関の提供する施設等であっても JICA バングラデシュ事務所と十分に協議の上、必要な措置を講じなければならない。特に執務室の立ち上げにあたっては、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従ってコンサルタントが安全状況を点検し、JICA バングラデシュ事務所の確認を受けること。その結果、追加的な防護措置等の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められる場合には、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。
- 6) ダッカ市外への訪問は、JICA バングラデシュ事務所が定める手続きに従い、事前に承認を得た場合のみ認められる。バングラデシュ警察による武装警護の帯同が必要な場合、その手配は実施機関を通じて行うこと。実施機関を通じた手配が困難な場合には、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。
- 7) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合は、再委託

先が業務の実施にあたって適切な安全対策を講じることができるよう、契約に必要事項・経費を盛り込むこと。また、緊急事態発生時には、再委託業者が委託元であるコンサルタント等と協議しつつその指示に従うことを契約にて確保すると共に、コンサルタント等や再委託業者が国外退避する必要性が生じた場合に当該契約がその障害とならないよう、Force Majeureなどの条項を盛り込むことを検討しておくこと。また、障害発生時に双方が協議して別途対応するなどの条項を設けておくこと。

- 8) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。
- 9) 上記に掲げるもののほか、現地の治安状況等に照らして安全確保のために必要と考える措置がある場合には、安全対策経費として別見積もりにて計上すること。また、現地渡航後にそのような措置が新たに生じた場合は、JICA バングラデシュ事務所に相談すること。同事務所との協議の結果、措置の必要性、及びそのために当初想定していない経費の発生が認められるものについては、契約からの支出を行うことができる（要すれば契約額の増額を行う）。

#### (4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上